

建設工事標準下請契約約款 新旧对照表

(傍線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
建設工事下請請負契約書	建設工事下請請負契約書
1～3 (略)	1～3 (略)
4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 (削る)	4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 <u>〔注〕工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。</u>
5～8 (略) (略)	5～8 (略) (略)
(請負代金内訳書及び工程表)	(請負代金内訳書及び工程表)
第二条 下請負人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。	第二条 下請負人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。
2 請負代金内訳書には、 <u>材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十一条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るもの）に係る掛金を明示するものとする。</u>	2 請負代金内訳書には、 <u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u>
[注] 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料をいう。	
(適正な労務費の確保等)	(新設)
第二条の二 (A) 元請負人及び下請負人は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であること	

を確認する。

2 元請負人は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を下請負人に支払わなければならない。

3 下請負人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「再下請負人」という。）に支払うものとすること。
- 三 再下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
 - イ 再下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。
 - ロ 再下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該再下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再々下請負人」という。）に支払うこと。

ハ 再下請負人が、再々下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。

ニ 下請負人からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。

4 元請負人は、下請負人に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

三 前項第三号の契約を締結したことに関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、下請負人と再下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 下請負人は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第二条の二（B） 元請負人及び下請負人は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 元請負人は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を

（新設）

下請負人に支払わなければならない。

3 下請負人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること。

4 元請負人は、下請負人に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、下請負人と当該下請負人が直接下請契約を締結する者との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 下請負人は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第二条の二は（A）又は（B）を使用し、使用しない場合は削除する。

(下請負人の請求による工期の延長)

第十九条 下請負人は、建設業法第二十条の二第二項に規定する主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象の発生、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十二条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

2 元請負人と発注者との間の請負契約において、この工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる

(下請負人の請求による工期の延長)

第十九条 下請負人は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十二条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

2 元請負人と発注者との間の請負契約において、この工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる

- 。
3 前二項の場合のほか、建設業法第二十条の二第二項に規定する資材の価格の高騰その他の請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、第一項の協議を求めることができる。
4 前三項の規定に基づき請負代金額を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、この工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮するものとする。
5 第二項又は第三項の協議の申出を受けた者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めるものとする。

(元請負人の催告によらない解除権)

第三十八条 元請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一～八 (略)

九 下請負人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第四十条（下請負人の催告による解除権）又は第四十一条（下請負人の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 下請負人（下請負人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（下請負人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、下請負人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しく

。
(新設)

(新設)

(新設)

(元請負人の催告によらない解除権)

第三十八条 元請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一～八 (略)

(新設)

九 第四十条（下請負人の催告による解除権）又は第四十一条（下請負人の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(新設)

は関与していると認められるとき。

- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 下請負人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、元請負人が下請負人に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。